

令和3年第5回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月13日(木) 午前9時30分から10時20分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	3番	三浦 弘文 君
4番	川崎 良巳 君	5番	高橋 克 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一榮 君
8番	柏田 雅俊 君	9番	佐々木 喜克 君
10番	中里 光明 君	11番	沼沢 こえ子 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
18番	大沢 トモ子 君	19番	鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員 (1人)

会長職務代理者 北村 勉 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第8号 裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第24号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 弘幸 君
事務局次長	町屋 剛 君
総務班長	川村 悦子 君
主 事	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和3年第5回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいます、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（中村） 本日、2番北村勉委員から欠席の旨の通告がありませんが、出席者は、19名中18名で、定客数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、9番佐々木喜克委員と16番稲村健一委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。
それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第8号「裁判所の農地等の現状に関する照会書の回答について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の1ページ 報告第8号と参考資料の1ページをご覧ください。

令和3年4月5日付け令和3年(ケ)第6号で照会のあった農地等の現況について、民事執行法による農地等の売却処理方法について（昭和58年7月5日五八構改B677）に基づき、4月12日に農業委員3名と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので、報告いたします。

農地の所在と地目は、字鹿内、畑、1筆。面積は●●m²です。

転用許可等の有無については、転用申請許可はありません。

都道府県知事からの指示事項はありません。

農地法第3条第1項の許可の有無については、貸借はありません。

現地調査の結果、現況は、原野と判断いたしました。これにより、入札参加予定者は、買受適格証明は不要となります。

また、この農地については土地改良事業の賦課金はありません。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言がないようですので、報告第8号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は4件です。議案書の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

1番、大字倉石又重字前田内沢、畑、3筆。面積は●●m²です。

申請地の一部が、にんにくの作付けに適さないため解約するものです。その後、作付けできる範囲のみを改めて契約するとのことです。

2番、大字倉石又重字中崎、畑、2筆。面積は●●m²です。

賃貸借の終期をそろえるために一度解約し再設定するものです。

3番、大字倉石石沢字狐久保、畑、1筆。面積は●●m²のうち●●m²です。

立地が悪く、長芋の作付けに適さないため解約するものです。

4番、字姥堤、田、1筆。面積は●●m²です。

体調不良により経営規模を縮小するため解約するものです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言がないようですので、報告第9号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、11番沼沢こえ子委員と19番鳥谷部甚一郎委員です。調査委員席に着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第22号「農地法第3条の規定による許

可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の農地法第 3 条の許可申請について説明させていただきます。議案書の 4 ページ、参考資料の 12 ページをご覧ください。

議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

今月の許可申請は、1 議案 2 件です。

1 番は交換による所有権移転に関する件、

2 番は売買による所有権移転に関する件です。

1 番、大字切谷内字長屋、畑、1 筆。面積は●●m²です。交換する土地については山林のため、本議案に記載がないことを申し添えます。

2 番、大字倉石中市字白栗沢、畑、1 筆。面積は●●m²です。

1 番から 2 番は、別添調査書にあります通り農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。ともに農作業の効率化・規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

2 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、沼沢こえ子委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

沼沢こえ子委員 それでは座ったままで失礼します。農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 4 ページ議案第 22 号と参考資料の 12 ページを御覧ください。

5 月 7 日に、岩井会長と鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、代々土地を利用してきたが、名義が違うことが分かり、譲渡人から申し出があり、農地を交換するものです。

譲受人は、だいこんを作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、にんにくを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 2番の倉石中市の畑の価格ですが、相場とゆうものがあると思うが、お互いが良くてきめているがいかがなものか。

議長（岩井） 竹原委員の言う通りですが、調査委員の二人の方、現場を見た印象はいかがですか。

鳥谷部甚一郎委員 これは、売買は相対です。譲渡人からこの価格で買ってこないかと提示されて、譲受人は了解したとのことでありました。

13番（竹原） 青森県の基幹作物のニンニクを作付けするという事だからよいことだ。

議長（岩井） 価格については、譲渡人からこの価格でお願いしますと言われたそうです。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席に戻る)

議長(岩井) 次に、議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) それでは議案書の5ページ、議案第23号をご覧ください。
五戸町長より令和3年4月26日付け、五農林第47号で農用地利集積計画の決定を求められています。1議案32件で、合計面積は●●m²です。10a当たり賃借料の下のカッコ書きの数字は、年額です。
1番、農地の所在は字太平楽、田、計3筆。面積は●●m²。令和7年12月31日までの5作です。賃貸借で、賃貸料は10a当たり玄米●●俵、年●●俵です。
2番、大字倉石又重字中崎、畑、面積は●●m²。3年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
3番、大字倉石又重字中崎、畑、計3筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
4番、字姥堤、字上根前、田、計2筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
5番、字兎内、田、面積は●●m²。5年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
6番、字上新井田、田、計2筆。面積は●●m²。3年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
7番、大字豊間内字地藏平、畑、計2筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
8番、大字倉石又重字前田内沢、畑、計3筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
9-1番、大字倉石中市字栗ノ木、畑、計2筆。面積は●●m²。2年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。
9-2番、大字倉石中市字栗ノ木、畑、計2筆。面積は●●m²。2年間の賃貸借です。賃借料は、10a当たり●●円。年額●●円です。

10-1 番からは中間管理事業を活用しての一括方式による貸借になります。

10-1 番、農地の所在は大字上市川字後田、字中山前、字畑田、田、計 6 筆。面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

10-2 番、大字上市川字中山前、田、面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は 10 a 当たり●●円。年額●●円です。

10-3 番、大字上市川字石呑、田、計 4 筆。面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

11-1 番、大字上市川字中里谷地、田、面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

11-2 番、大字切谷内字菖蒲川前谷地、田、面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

11-3 番、大字切谷内字菖蒲川下谷地、田、計 2 筆。面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

11-4 番、大字上市川字赤川々原、田、面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

11-5 番、大字上市川字赤川々原、田、計 3 筆。面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

11-6 番、大字上市川字中里谷地、田、計 2 筆。面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

11-7 番、大字上市川字中里谷地、田、計 2 筆。面積は●●m²。10 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

12 番、字太平楽、田、計 2 筆。面積は●●m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

13-1 番、大字倉石又重字山田、田、面積は●●m²。6 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

13-2 番、大字倉石又重字山田、田、面積は●●m²。6 年間の使用貸借です。

13-3 番、大字倉石又重字山田、田、面積は●●m²。6 年間の使用貸借です。

13-4 番、大字倉石又重字山田、田、面積は●●m²。6 年間の使用貸借です。

13-5 番、大字倉石又重字山田、田、面積は●●m²。6 年間の使用貸借です。

13-6 番、大字倉石又重字漆原、字下川口、田、計 4 筆。面積は●●

m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円。年額●●円です。

13-7 番、大字倉石又重字漆原、字上川口、田、計4筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円。年額●●円です。

13-8 番、大字倉石又重字漆原、田、計3筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円。年額●●円です。

14 番、字上根前、田、面積は●●m²。10年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円。年額●●円です。

15 番、大字上市川字越戸、田、計2筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円。年額●●円です。

16 番、大字倉石又重字沼久保、畑、計2筆。面積は●●m²。5年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円。年額●●円です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17 番（鈴木） 15番の作付けは何を作付けするのですか。

事務局（川村） 15番は牧草です。

議 長（岩井） その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第 24 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） 議案書の 17 ページと参考資料の 17 ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案 2 件です。

1 番の大字上市川字善浪の畑、1 筆について令和 3 年 3 月 15 日、所有者から申出がありました。10 年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。

4 月の農地調査会で現地を確認した結果、農地への復元が可能と判断し申出者に通知しましたが納得してもらえず、再度、総会において判断してもらいたい旨の連絡があったため、今回、皆様に判断いただくものでございます。こちらの土地については、令和 3 年 5 月 7 日の農地調査会で現地確認した結果、4 月の調査会同様に農地への復元が可能であると判断しております。

2 番の大字切谷内字北田ノ沢の田、1 筆について令和 3 年 4 月 6 日、所有者から申出があり、20 年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。

令和 3 年 5 月 7 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の (4) に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。2 筆、●●m²です。

説明は以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 説明した通り、1 番については、再生可能な農地であると調査員は判断しております。2 番については非農地と判断しております。

17 番（鈴木） 今言っていることは非農地としての提案でしょ。従って、本人の申出の通り非農地でよろしいかと思えます。

事務局（町屋） 改めまして、1番の善浪の土地については、4月に申出者に再生可能な農地である旨を伝えたところ、申出者から納得いかないのので、もう一度総会に諮って、委員の皆様から農地なのか、非農地なのか判断してもらいたいとあったので、5月の調査会でもう一度農地を調査した結果、農地の再生可能ではないかという事で判断したのですが、総会において農地か非農地か委員の皆様から判断していただいて、申出者の方に改めて農地か非農地かお伝えするという事です。

13番（竹原） 1番は農地。2番は非農地と言うことでしょ。

事務局（町屋） 1番については、農地か非農地か判断してもらいたい。ですが、調査会においては農地と判断したのですが、皆様よろしいでしょうかという事です。

13番（竹原） 調査会の意向に賛成します。

12番（豊川） 2番ですが、登記簿が山林ですが、農業委員会にかけなければならないのですか。

事務局（町屋） 現況が田になっていて、農地台帳に載っているのので、農地か非農地かの判断が必要です。

15番（中川原） 今お話を聞いていて、1番の善浪の関係ですが、前回の調査会並びに総会で判断していると思われませんが、再度審査に付していただきたいというお話でしたが、それは説明不足もあるのではないかと私は思っています。全員をもって総会で議決になり、調査員の意向を確認したうえで、総会で審査決定していますから、再度審査となったには、そこで何か事情があったのかどうか、あればお知らせ願いたい。

事務局（町屋） 前回の4月の調査会の時には、農地と判断して、総会には農地という事でかけておりませんでした。調査会のみで農地として判断したために、申出者の方へ通知しております。4月の総会にはかけておりませんでした。非農地のみの方の案件の議題として4月には上げたので、今回初めて皆様のご意見を聞きながら判断していただく

ものです。

17番（鈴木） 判断には関係ないかもしれないが、本人は体調不良で、あるいは機械もない。今まで長年、貸してきていたが、ここは北向きの場所で、隣は山林で、いつも1年で返されている。近くには送電線も通っている。カラスなども来る。10年位前になるが農地としては不可能な場所だと伺っています。

議長（岩井） はい、わかりました。それでは調査員の鳥谷部さん。

鳥谷部甚一郎委員 4月で非農地でないと当人には案内したが、今回再度確認した結果、ここに写真がある通り、再生可能と判断しました。この農地について、例えば非農地と委員会で判断した場合には、あまり好ましくないと思います。あくまでも農地として活用できるかできないかという判断ですので、前例を残すと大変なことです。農地としました。本人には、売却なり貸借なり、もう一回話をしていたいただきたい。あくまでも前例を残さないという事で判断しました。

議長（岩井） その他ご意見ございますか。

15番（中川原） 調査員のご意見も大変貴重な意見だと思います。鈴木さんから言われたのも初めての話でございまして、様々の理由があるという事だと思います。ただ農業委員会とすれば、今言った通り、農地を守るという事が先決でございまして、もし隣が山林で収益性の低い農地であれば、非農地ではなく、4条の申請をしていただくなり、他に転用していただくと。それとも、鳥谷部さんが言った貸借なり、売買なり本人が決めて頂きたい。農業委員会としては再生可能であれば、農地として認定しても差し支えないと私は考えます。

議長（岩井） その他ご意見有りますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第24号の1番については、再生可能農地。2番については、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(17 番以外挙手)

議 長（岩井） 17 番鈴木さん以外賛成という事で、原案のとおり承認いたします。

議 長（岩井） はい、8 番。

8 番（柏田） 今決定しましたが、中川原さんが言うように4条が現実的に可能なのであるならば、本人にアドバイスをしてはいかがか。

事務局（町屋） 今回の総会の決定を申出者の方に通知する予定です。その中で、中川原委員とか様々の意見を参考にしてアドバイスを合わせて通知したいと思います。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和3年第5回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年5月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員